

←申請書
はホッチ
キスを外
してご使
用くださ
い。

安芸高田市地域小規模集会施設整備費補助金について

～～概要説明と申請様式集～～

※この冊子には申請様式を収めています。実際の補助金申請等の際、冊子の
ホッチキスを外してご使用いただけます。

※補助金申請書等の書き方については、記載例を参考にしてください。

令和8年4月

←申請書
はホッチ
キスを外
してご使
用くださ
い。

安芸高田市
総務部財産管理課
(0826-42-5613)

目 次

(1) 補助金の概要

- ・ 安芸高田市地域小規模集会施設整備費補助金とは 1
- ・ 補助対象となる事業 1
- ・ 補助対象とする経費 1
- ・ 補助金額 1
- ・ 対象施設除外期間 2
- ・ 用語について 2
- ・ 上水道設備整備のための工事費用の取扱い 2
- ・ 下水道設備整備のための工事費用の取扱い 3

(2) 申請から支払までの流れ

- ・ 申請から支払までの流れと使用する申請書等様式 5

(3) 申請様式 6

- ・ 様式第 1 号 交付申請書
- ・ 様式第 2 号 事業計画書
- ・ 様式第 3 号 実績報告書
- ・ 様式第 4 号 事業実績書
- ・ 様式第 5 号 請求書
- ・ 別記様式第 1 号 承諾書

(4) 申請様式の記載例

- ・ 記載例 1 交付申請書（様式第 1 号） 19
- ・ 記載例 2 事業計画書（様式第 2 号） 20
- ・ 記載例 3 実績報告書（様式第 3 号） 21
- ・ 記載例 4 事業実績書（様式第 4 号） 22
- ・ 記載例 5 請求書（様式第 5 号） 23

(5) 補助金交付要綱及び同事務取扱要領

- ・ 安芸高田市地域小規模集会施設整備費補助金交付要綱
24
- ・ 安芸高田市地域小規模集会施設整備費補助金交付要綱事務取扱要領 26

◎安芸高田市支払金口座振込（新規・変更）依頼書 巻末

(1) 補助金の概要

安芸高田市地域小規模集会施設整備費補助金とは

○地域などで、地域小規模集会施設（集会所）を整備（新築・購入・増改築など）又は解体処分しようとする場合、補助対象事業費が 600 万円（ただし 10 万円未満は対象外）を限度として、工事費など事業にかかる費用の 1/2 を予算の範囲内で市が補助する制度です。

補助対象となる事業（要綱第 2 条）

○概ね 40 平方メートル以上の地域小規模集会施設（集会所）が補助対象となります。

補助対象とする経費（要綱第 3 条）

○地域集会施設を整備するために必要な、次の経費が補助対象経費となります。

- ①地域所有建物の増改築に必要な経費
- ②建物の買収及び当該建物の増改築に必要な経費
- ③建物の建築に必要な経費（工事事務費は除きます）
- ④地域所有建物等の修繕に必要な経費
- ⑤地域所有建物の下水道設備整備に必要な経費【詳細は 3～4 ページ参照】
- ⑥建物の解体処分に係る経費（但し、敷地が市有地上又は市（旧町を含む）が建設した集会施設に限ります。補助金で建設したものは該当しません。）

補助金額（要綱第 4 条）

○補助対象経費の①～④については、実支出額の 2 分の 1 の範囲内の額となります。ただし、補助金対象事業費は 600 万円までで、それが 10 万円未満となる場合交付いたしません。（補助金は 1,000 円単位。端数は切り捨て。）

補助対象経費の⑥については、実支出額の 2 分の 1 の範囲内の額となります。

ただし、補助金対象事業費は 200 万円までで、それが 10 万円未満となる場合交付いたしません。（補助金は 1,000 円単位。端数は切り捨て。）

対象経費	事業費	計算式	補助金額
・ 増改築 ・ 買収 ・ 新築 ・ 修繕	100,000 円未満	対象外(全額、地元負担)	
	100,000 円の時	$100,000 \text{ 円} \times 1/2$	50,000 円
	～		
	6,000,000 円の時	$6,000,000 \text{ 円} \times 1/2$	3,000,000 円
	6,000,001 円以上		3,000,000 円（上限額）

○補助対象経費の⑤については、実支出額の範囲内の額となります。ただし、補助金対象事業費は100万円までです。（補助金は1,000円単位。端数は切り捨て。）

対象経費	事業費	補助金額
・下水道設備整備	1,000円未満のとき	0円（端数切捨）
	1,000円のとき	1,000円
	～	
	1,000,000円のとき	1,000,000円
	1,000,001円以上	1,000,000円（上限額）

対象施設除外期間（要領第5条関係）

○補助金の交付均衡を図るため、本補助金を利用された事業内容・金額により、原則として下表に掲げる期間内は、助成対象施設から除外されます。

補助対象事業		期 間
新築の場合		20年
購入（中古で購入）の場合		20年（10年）
増改築及び修繕の場合	交付補助金額	101～300万円
		31～100万円
		30万円以下
解体処分の場合		10年

※ただし、災害など市長が特別に認める場合は、この規定によらず、再度の補助を受けることができます。

用語について（要領第3条）

○「増改築」及び「修繕」の用語の定義は次のとおりです。

- ・増築：集会施設の同じ棟続きで、延床面積を増加させること。
- ・改築：集会施設の建物本体の全部又は一部を取り壊して作りかえること。
- ・修繕：集会施設の建物本体及び付属施設の一部の破損又は故障箇所を修理復元すること（白アリ被害に遭い躯体修繕を行う場合は、白アリ駆除を含む）。
- ・解体処分：集会施設の建物本体及び付属施設（地下埋設物を含む）等を解体処分し、土地を更地にすること。

上水道設備整備のための工事費用の取扱い

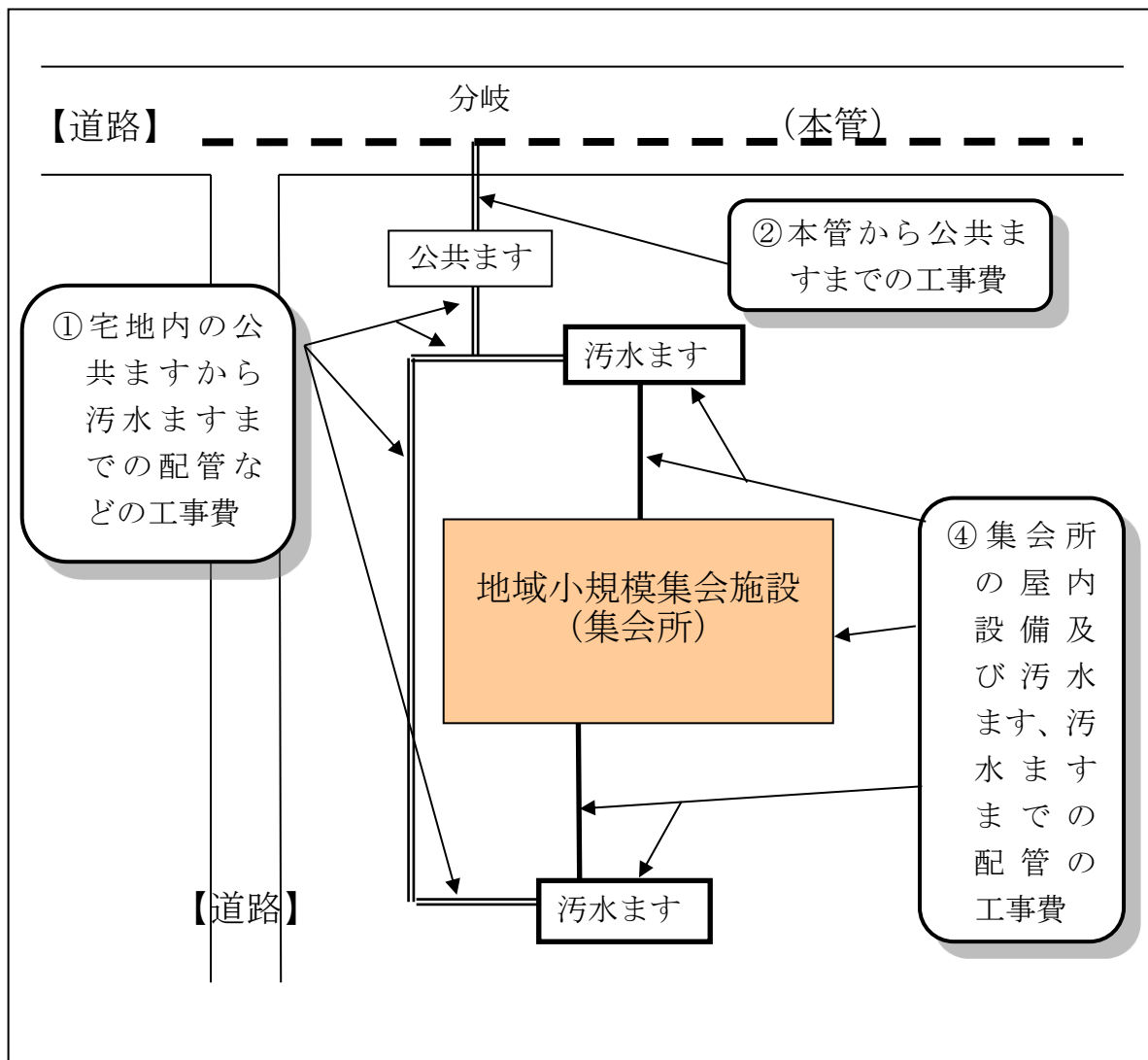
○上水道事業、簡易水道事業、飲料水供給事業により上水道へ接続する場合

- ・本管分岐から宅地内の配管及び屋内設備等の工事は、補助対象経費の①～④に該当します。
- ・集会所等への上水道加入分担金の減免はありません。また、上水道加入分担金は補助対象外経費です。

下水道設備整備のための工事費用の取扱い

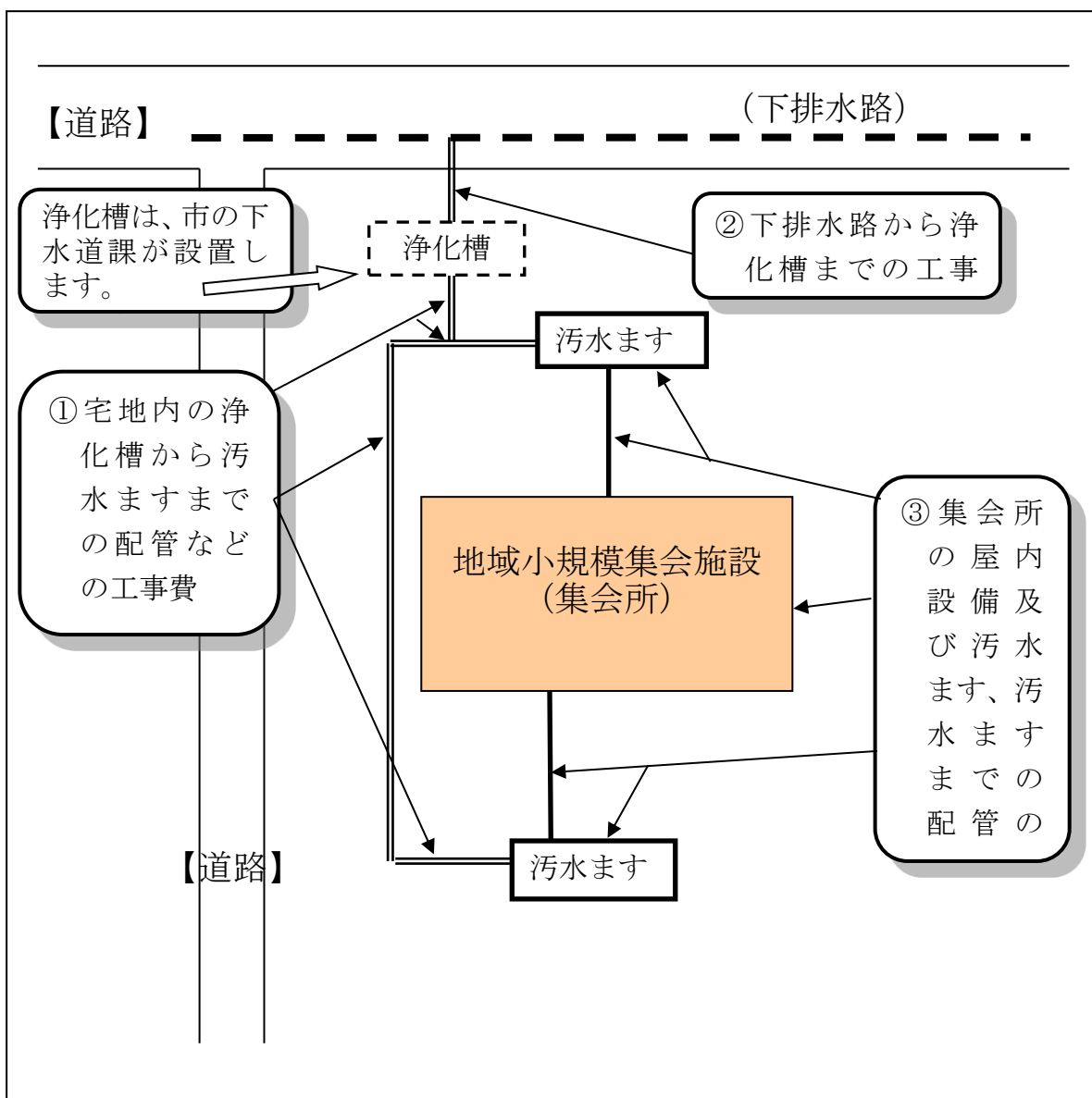
○公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業により下水道へ接続などする場合

区分	補助対象の有無
①宅地内の公共ますから汚水ますまでの配管などの工事費	補助対象経費の⑤に該当します。
②本管から公共ますまでの工事費	
③①～②の工事により廃止となる合併処理浄化槽の取壊しに要する工事費	
④集会所の屋内設備及び汚水ます、汚水ますまでの配管の工事費	補助対象経費の①～④に該当します。
⑤加入負担金、分担金	補助対象外経費です。なお、集会所等は免除対象となっています。



○小型合併処理浄化槽を設置する場合

区分	補助対象の有無
①宅地内の浄化槽から汚水ますまでの配管などの工事費	補助対象経費の⑤に該当します。
②下排水路から浄化槽までの工事費	
③集会所の屋内設備及び汚水ます、汚水ますまでの配管の工事費	補助対象経費の①～④に該当します。
④加入分担金	補助対象外経費です。なお、集会所等は減免対象となっています。



※浄化槽の設置に関しては、安芸高田市地域小規模集会施設整備費補助金を申請されるまでに市下水道課と事前協議をお願いいたします。

(2) 申請から支払までの流れ

申請から支払までの流れと使用する申請書等様式

○補助金の申請から支払いまでは、下表の①から⑦の順で行ないます。また、各段階で使用する申請書等は、下表に示した様式を使用します。

	補助事業者		安芸高田市
①交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書（要綱様式第1号） ・事業計画書（要綱様式第2号） ・承諾書¹（要領様式第1号） ・口座振込依頼書【債権者登録申請】 	→ 提出	
②決定通知		← 送付	補助金交付決定通知書
工事発注（＝契約）は、決定通知書到着後から行ってください。			
③実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書（要綱様式第3号） ・事業実績書（要綱様式第4号） 	→ 提出	
④審査・検査		← 検査	
⑤確定通知		← 送付	補助金確定通知書
⑥交付請求	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書（要綱様式第5号） 	→ 提出	
⑦支払		← 振込	

※要綱様式：安芸高田市地域小規模集会施設整備費補助金交付要綱に規定する様式。

※要領様式：安芸高田市地域小規模集会施設整備費補助金交付要綱事務取扱要領に規定する様式。

¹ 集会施設の所有者と土地の所有者が異なる場合。

(3) 申請様式

補助金の申請や実績報告等に必要な申請様式です。冊子のホッチキスを外してご使用ください。

- ・様式第 1 号 交付申請書
- ・様式第 2 号 事業計画書
- ・様式第 3 号 実績報告書
- ・様式第 4 号 事業実績書
- ・様式第 5 号 請求書
- ・別記様式第 1 号 承諾書

なお、申請様式の書き方については、記載例を参考にしてください。

様式第1号（第5条関係）

地域小規模集会施設設置費補助金交付申請書

令和 年 月 日

安芸高田市長 様

地域代表者

住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

安芸高田市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、地域小規模集会施設設置費補助金の交付につき関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請額 円

2 申請額算出表

区 分	総 事 業 費	申 請 額	備 考
工 事 費	円	円	
要綱第3号 第5号に 規定する 経費			
建物買収 費			
計			

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 利用する地域名

4 利用者数 戸

5 建物の新築、増改築等の別

6 建物の面積 m²

7 事業費

(1) 工事費 円

(2) 建物買収費 円

計 円

8 施行計画

(1) 直営・請負の別

(2) 着工（予定）年月日 令和 年 月 日

(3) 完成（予定）年月日 令和 年 月 日

9 添付書類

平面図

見積書

※承諾書（集会施設の所有者と土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の承諾が必要となります。）

様式第3号（第7条関係）

地域小規模集会施設整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

安芸高田市長 様

地域代表者

住所

氏名

（署名又は記名押印）

令和 年 月 日付け安高財第 号で交付決定を受けたこの補助金に係る事業実績について、安芸高田市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金の額 円

2 補助金精算内訳表

区分	支出済 総事業費 ①	補助金 所要額 ②	補助金交付 決定済額 ③	差引 過不足額 (③－②)
工事費	円	円	円	円
要綱第3条 第5号に規定する経費	円	円	円	円
建物買収費	円	円	円	円
計	円	円	円	円

3 事業完了年月日 令和 年 月 日

様式第4号（第7条関係）

事業実績書

- | | | | | | | |
|---|--------------------|----|---|---|---|----------------|
| 1 | 敷地の面積 | | | | | m ² |
| 2 | 建物の面積 | | | | | m ² |
| 3 | 事業費 | | | | | |
| | (1) 工事費 | | | | | 円 |
| | (2) 建物買収費 | | | | | 円 |
| | 計 | | | | | 円 |
| 4 | 着工年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | |
| 5 | 完成年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | |
| 6 | 添付書類 | | | | | |
| | (1) 建物売買契約書の写し | | | | | |
| | 工事請負契約書の写し | | | | | |
| | 直営の場合は支払領収書の写し | | | | | |
| | (2) 平面図 | | | | | |
| | (3) 工事着工前及び後のカラー写真 | | | | | |

請 求 書

¥ _____

令和 年 月 日付け安高財第 号で交付決定を受けた
令和 年度地域小規模集会施設整備費補助金として上記のとおり請求します。ついて
は、下記支払金振込先口座へ振り込みください。

令和 年 月 日

地域代表者 住所・氏名	住 所	
	氏 名 (①)	㊟

安芸高田市長 様

支払金 振込先 口 座	金融機関名	
	支 店 名	
	預 金 種 目	普通預金 ・ 当座預金
	口 座 番 号	
	ふりがな	
	口 座 名 義 人 (②)	

地域代表者氏名（＝①）と支払金振込先口座の口座名義人（＝②）が相違する場合は、
下記「口座使用承諾書」へ記入及び押印をお願いします。

口座使用承諾書

上記支払いについて、上記口座を使用することを承諾します。

口座名義人氏名	
口座管理人住所	
口座管理人氏名	㊟

別記様式第1号（第6条関係）

承 諾 書

令和 年 月 日

地域代表者（注1）

住 所

氏 名

様

土地所有者

住 所

氏 名

（個人の場合は署名又は記名押印、法人の場合は記名押印）

私が所有する土地に存する下記地域集会施設を、別紙事業計画書（注2）に基づき整備することについて、土地所有者としてこれを承諾します。

（記）

地域集会施設

名 称	
所 在 地	

（注1）要綱第5条により交付申請する地域代表者と同一人であること。

（注2）要綱第5条の規定により添付する事業計画書とする。（添付する図面等も同様）

(4) 申請様式の記載例

補助金の申請や実績報告等に必要な申請様式の記載例です。

記載例 1

様式第 1 号 (第 5 条関係)

地域小規模集会施設整備費補助金交付申請書

令和 ○年 ○月 ○日

安芸高田市長 様

地域代表者 **安芸高田集会所 代表**

住 所 **安芸高田市吉田町吉田 791 番地**

氏 名 **安芸 太郎**

(署名又は記名押印)



安芸高田市補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、地域小規模集会施設整備費補助金の交付につき関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請額 **2,800,000円**

2 申請額算出表

区分	総事業費	申請額	備考
工事費	5,000,000 円	2,500,000 円	
要綱第 3 条 第 5 号に規定する経費	300,000 円	300,000 円	
建物買収費	円	円	
計	5,300,000 円	2,800,000 円	

記載例 2

様式第 2 号 (第 5 条関係)

事 業 計 画 書

- 1 施設の名称 **安芸高田集会所**

- 2 施設の所在地 **安芸高田市吉田町吉田 100 番地**

- 3 利用する地域名 **吉田町吉田**

- 4 利用者数 **100 戸**

- 5 建物の新築、増改築等の別 **改築**

- 6 建物の面積 **50.50 m²**

- 7 事業費
 - (1) 工事費 **5,300,000 円**
 - (2) 建物買収費 円
 - 計 **5,300,000 円**

- 8 施行計画
 - (1) 直営・請負の別 **請負**
 - (2) 着工 (予定) 年月日 令和 ○年 ○月 ○日
 - (3) 完成 (予定) 年月日 令和 ○年 ○月 ○日

- 9 添付書類
 - 平面図
 - 見積書

※承諾書 (集会施設の所有者と土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の承諾が必要となります。)

記載例 3

様式第 3 号 (第 7 条関係)

地域小規模集会施設整備費補助金実績報告書

令和 ○年 ○月 ○日

安芸高田市長 様

地域代表者 **安芸高田集会所 代表**

住 所 **安芸高田市吉田町吉田 791 番地**

氏 名 **安芸 太郎**



(署名又は記名押印)

令和 ○年 ○月 ○日付け安高財第 ○ 号で交付決定を受けたこの補助金に係る事業実績について、安芸高田市補助金等交付規則第 12 条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金の額 **2,800,000円**

2 補助金精算内訳表

区分	支 出 済 総 事 業 費 ①	補 助 金 所 要 額 ②	補助金交付 決 定 済 額 ③	差 引 過 不 足 額 (③—②)
工 事 費	5,000,000 円	2,500,000 円	2,500,000 円	0 円
要綱第 3 条 第 5 号に規 定する経費	300,000 円	300,000 円	300,000 円	0 円
建物買収費	円	円	円	円
計	5,300,000 円	2,800,000 円	2,800,000 円	0 円

3 事業完了年月日 令和 ○年 ○月 ○日

記載例 4

様式第 4 号 (第 7 条関係)

事業実績書

- | | | |
|---|----------------|----------------------|
| 1 | 敷地の面積 | 90.00 m ² |
| 2 | 建物の面積 | 50.50 m ² |
| 3 | 事業費 | |
| | (1) 工事費 | 5,300,000 円 |
| | (2) 建物買収費 | 円 |
| | 計 | 5,300,000 円 |
| 4 | 着工年月日 | 令和 ○年 ○月 ○日 |
| 5 | 完成年月日 | 令和 ○年 ○月 ○日 |
| 6 | 添付書類 | |
| | (1) 建物売買契約書の写し | |
| | | 工事請負契約書の写し |
| | | 直営の場合は支払領収書の写し |
| | (2) 平面図 | |

請 求 書

この請求書は、地域代表者氏名(=①)と支払金振込先口座の口座名義人(=②)が相違する場合の記載例です。

¥ 2,800,000 -

令和 ○年 ○月 ○日付け安高財第 ○ 号で交付決定を受けた
令和 ○年度地域小規模集会施設整備費補助金として上記のとおり請求します。ついては、下記支払金振込先口座へ振り込みください。

令和 ○年 ○月 ○日

地域代表者 住所・氏名	住 所	安芸高田市吉田町吉田 791 番地
	氏 名 (①)	安芸高田集会所 代表 安芸 太郎 安 芸

安芸高田市長 様

支払金 振込先 口座	金融機関名	広島北部農業協同組合
	支 店 名	本店
	預 金 種 目	普通預金 ・ 当座預金
	口 座 番 号	0 0 0 0 8 4 6
	ふりがな	あきたかたちくかいけい
	口 座 名 義 人 (②)	安芸高田地区会計

地域代表者氏名(=①)と支払金振込先口座の口座名義人(=②)が相違する場合は、下記「口座使用承諾書」へ記入及び押印をお願いします。

口座使用承諾書

上記支払いについて、上記口座を使用することを承諾します。

口座名義人氏名	安芸高田地区会計
口座管理人住所	安芸高田市吉田町常友 1564 番地 2
口座管理人氏名	安芸高田市集会所 会計 高田 三郎 高 田

口座管理者の私印を押印してください。

(5) 補助金交付要綱及び同事務取扱要領

■安芸高田市地域小規模集会施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域住民の福祉の増進に資するため、専ら地域住民の教養の向上、レクリエーション等のための場として利用に供する施設（以下「地域集会施設」という。）を地域が整備する場合、この整備に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、安芸高田市補助金等交付規則（平成和16年安芸高田市規則第40号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、その規模がおおむね40平方メートル以上の地域集会施設の整備事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、地域集会施設を整備又は解体処分するために要する次に定める経費とする。

- (1) 当該地域の所有に係る建物の増改築に要する経費
- (2) 建物の買収に要する経費及び当該建物の増改築に要する経費
- (3) 建物の建築に要する経費（工事事務費を除く。）
- (4) 当該地域の所有に係る建物等の修繕に要する経費
- (5) 別表に規定する当該地域の所有に係る建物の下水道設備の整備に要する経費
- (6) 敷地が市有地上の集会施設又は市（旧町を含む）が建設した集会施設の解体処分に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1号から第4号までに掲げるものについては、その経費の実支出額の2分の1の範囲内の額とする。ただし、補助金対象事業費は、600万円までとし、対象事業費の額が10万円未満となる場合は、交付しないものとする。

2 前条第5号に係る補助金の額については、その経費の実支出額の範囲内の額とする。ただし、補助金対象事業費は、100万円までとする。

3 前条6号に係る補助金の額については、その経費の実支出額の2分の1の範囲内の額とする。ただし、補助金対象事業費は、200万円までとし、対象事業費の額が10万円未満となる場合には交付しないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請は、交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）を添えて提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第4条第1項の規定による交付の決定に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 集会施設の所有者と土地の所有者が異なる場合は、事前にその土地所有者の承諾を必要とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、実績報告書（様式第3号）に事業実績書（様式第4号）を添えて提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定による補助金交付請求書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務処理要領で定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の地域小規模集会施設設置費補助金交付要綱（昭和51年吉田町告示第13号）又は地域小規模集会施設設置費補助金交付要綱（昭和56年4月1日）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年11月29日告示第100号）

(施行期日)

1 この告示は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前の安芸高田市地域小規模集会施設設置費補助金交付要綱（平成16年安芸高田市告示第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年6月12日告示第127号）

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年9月11日告示第167号）

この告示は、平成19年9月11日から施行し、平成19年度分の補助金の交付から適用する。

附 則（平成21年4月30日告示第77号）

この告示は、平成21年4月30日から施行し、平成21年度分の補助金の交付から適用する。

附 則（令和元年9月19日告示第58号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年7月30日告示第62号）

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第28号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	事業名	補助金の対象となる経費の範囲
下水道	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業	(1)本管分岐から公共ますまで及び公共ますから汚水ますまでの配管工事に要する経費並びに公共ますの設置に要する経費 (2) (1)に規定する工事により廃止となる合併処理浄化槽の取壊しに要する経費
	合併浄化槽整備事業	浄化槽から下排水路への排水管配管工事に要する経費及び浄化槽から汚水ますまでの配管工事に要する経費

■安芸高田市地域小規模集会施設整備費補助金交付要綱事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、別に定めがある場合のほか、安芸高田市補助金等交付規則（平成16年安芸高田市規則第40号）及び安芸高田市地域小規模集会施設整備費補助金交付要綱（平成16年安芸高田市告示第10号）（以下「要綱」という。）の規定に基づき、補助金交付に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(地域集会施設の定義)

第2条 要綱第1条に規定する地域集会施設とは現に地域が所有し管理している施設をいう。

(用語の定義)

第3条 要綱第3条中の「増改築」及び「修繕」並びに「解体処分」の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 増築 集会施設と同じ棟続きで、延床面積を増加させること
- (2) 改築 集会施設の建物本体の全部又は一部を取り壊して作りかえること
- (3) 修繕 集会施設の建物本体及び付属施設等の一部の破損又は故障箇所を修理復元すること（白アリ被害に遭い躯体修繕を行う場合は、白アリ駆除を含む。）
- (4) 解体処分 集会施設の建物本体及び付属施設（地下埋設物を含む）等のすべてを解体処分し、更地にすること。

(補助対象外事業)

第4条 上下水道施設の整備に伴い、必要となる加入金、分担金及び負担金などの経費は、補助の対象としない。

(交付の条件)

第5条 次に掲げるものについては、交付しないものとする。ただし、天災等の事由により市長が特に補助の必要を認めた場合を除く。

- (1) 国、県及び国、県に準ずる団体等からの補助金を受けるもの
- (2) この要綱により補助を受けた地域集会施設で、別表1に掲げる期間

(事前承諾)

第6条 要綱第6条第3号に規定する場合は、別記様式第1号により、事前に土地所有者の承諾を得ることとし、その原本を交付申請時に添付する。

附 則（平成19年6月12日告示第128号）

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年9月11日告示第154号）

この告示は、平成20年9月11日から施行する。

附 則（平成30年6月11日告示第22号）

この告示は、平成30年6月11日から施行する。

附 則（令和元年9月19日告示第59号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条第 2 号関係)

補助対象事業		期間
新築		20年
購入 (中古で購入の場合)		20年 (10年)
増改築及び修繕	補助金の額	100万円を超え300万円以下
		30万円を超え100万円以下
		30万円以下
解体処分		10年

- 備考 1 中古とは建築後10年以上経過したものをいい、それ以外は購入とする。
- 2 新築、購入、増改築及び修繕後に、当該補助を受けた時に予測しがたい特別な事由によりさらに増改築又は修繕が必要になった場合は、第 5 条のただし書を準用する。

安芸高田市支払金口座振込（新規・変更）依頼書 【債権者登録申請】

- 新規 登録口座の追加 登録口座の停止
 変更（変更事項が発生した年月日：平成 年 月 日）
 （変更事由：法人名・支店名・代表者・住所・印鑑・振込口座・その他（ ））

支払金の内容	地域小規模集会施設整備補助金						
振込先金融機関	農協 信金 信連 信組 銀行 労金						店（所）
預金種目	1 普通 2 当座 (どちらかに〇印を付してください)	口座 番号					
振込 口座 名義	(フリガナ) 氏名						

- 上記支払金を指定口座に振込みいただきますよう依頼します。
 上記指定口座への振込みを停止してください。

安芸高田市長 様
安芸高田市会計管理者 様

平成 年 月 日

債権(請求)者住所	〒 TEL		
(フリガナ) 債権者 (請求者)	⑩		

(注意)

1. 本書に押印する印は、請求書に押印するものと同じものを使用してください。
(法人にあっては、法人（団体）印・代表者印)
2. 金融機関名は〇〇銀行（組合）〇〇支店（支所）と記入してください。
3. 債権者（請求者）本人名義の口座を御記入ください。

※以下は、市役所使用のため記入しないでください。

受付担当課（担当者の確認印）	⇒	会計課	入力 確認印		入力年月日	債権者番号
⑩						